

## どんな制度をつくったら、どのくらい補助されるの？

従業員に対する支援額や支給方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において自由に設定してください。  
対象従業員の年間返済額や、企業からの対象従業員への支給額に応じて、補助を行います。

補助金額の考え方

- ①対象従業員1人あたり年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）

《例：従業員の年間返済額が18万円、企業の年間支給額が12万円の場合》

企業負担分		本人負担分
6万円	6万円	6万円

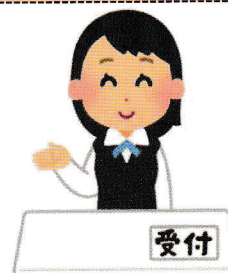
↑  
県、政令・中核市が補助

《従業員の年間返済額と企業支給額に応じた補助金額の例》

	従業員の年間返済額	企業の支援総額	県、政令・中核市の補助額
ケース1	18万円	10万円	5万円
ケース2	20万円	15万円	6万円
ケース3	20万円	10万円	5万円
ケース4	12万円	10万円	4万円
ケース5	12万円	6万円	3万円

補助を受けるためには、社内制度を設けていただく必要があります。  
個別規程を作成する、就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用する など  
様々な方法があります。  
詳しくは、ホームページに掲載している規程例示リーフレットをご覧ください。  
また、下記にてご相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

まずはご相談を！



◆お問い合わせはこちらまで◆

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階  
電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613